

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

歯周治療用装置の未来院請求

2014年4月改定で、歯周治療用装置の算定要件が変更され、また未来院請求の取り扱いも定められた。

今回は、歯周治療用装置の未来院請求の取り扱いを解説する。
 (機関紙2014年10月号の症例研究「歯周治療用装置について」もご参照下さい)

患者：65歳・男性

主訴：下の歯が咬むと痛い

所見： $\overline{21}$ に動揺があり、歯肉退縮も見られる。

傷病名： $\frac{7}{3}|\frac{7}{3}$ P₂、 $\overline{21}$ P₃、 $\overline{7-4|4-7}$ MT注①

月日	部位	療法・処置	点数
7月7日		初診	234
		全顎的に歯肉発赤・腫脹あり。 $\overline{21}$ に動揺と打診痛が見られる。 $\overline{21}$ 咬合痛で咬合が左側にずれている。	/
	$\frac{7}{3} \frac{7}{3}$	パノラマX-Ray パ電	402
		全顎的に約1/3の水平的な骨吸収が見られる。 $\overline{21}$ には約1/2の吸収あり。	/
		P精検(検査結果 別紙記載) 注②	400
		$\frac{7}{3} \frac{7}{3}$ P ₂ 、 $\overline{21}$ P ₃ 、治療経過をみる必要があるが、保存は可能と思われる。	/
		歯管	110
		$\overline{3-3}$ を暫間固定、 $\overline{7-4 4-7}$ に床形態の歯周治療用装置を装着して歯周治療を行い、症状安定後に補綴する管理計画を説明し、患者の同意を得る。	/
		実地指1 (歯科衛生士への指示内容 略)	80
	$\frac{4-7}{3}$	SC	66+38
		P基処(H ₂ O ₂)	10
		歯清(歯科衛生士：保険医花子)	60
	$\overline{3-3}$	TFix(エナメルボンドシステム) 注③	200
	$\overline{7-4 4-7}$	imp(歯周治療用装置、アルジネート) 注④⑤	/
		BT(歯周治療用装置、バイトワックス) 注④⑤	/
		次回、歯周治療用装置装着予定。	/
7月14日		患者家族より電話あり。転倒による骨折で暫く通院できないとのこと。	/
10月7日		Ⓞ請求 注⑥⑦	/
		装着予定日：7月17日。いずれ来院すると話があったがその後連絡なく、来院しないため装着できず。	/
		$\overline{7-4 4-7}$ 歯周治療用装置	750
		$\overline{3 3}$ 線鉤(二腕鉤・レストつき)	149×2
		鑄造バー(金ノパラ)	1102
		人工歯(レジン歯・白歯)	27

《解説》

注① 歯周治療用装置を算定する場合は、P病名以外に部位に関わる病名を記載する。床義歯形態・ブリッジ形態の場合はMT病名、冠形態の場合はC、Puk、Perなどの病名を記載する。

注② P精検は、①4点以上の歯周ポケット測定、②プロービング時の出血の有無、③歯の動揺度、④プラークチャートを用いたプラーク付着状況の検査を1口腔単位で実施した場合に、検査した歯数により算定する(1歯～9歯：100点、10歯～19歯：220点、20歯以上400点)。

検査結果はカルテに記載するか、検査結果が分かる記録を添付する。

注③ 歯周外科手術を伴わない場合および歯周外科手術を予定する場合の固定源を歯数に含めない3歯以下の暫間固定は、1顎につき暫間固定(簡単なもの)200点、装着料30点および装着材料を算定する。1顎に複数の暫間固定を同日または異日に行っても1回のみ算定する。

なお、エナメルボンドシステムで暫間固定を行った場合は、装着料と装着料は算定できず、200点のみ算定する。その際、レセプト摘要欄には、固定した部位とその方法(例：「エナメルボンドシステム」など)を記載する。

また、暫間固定(簡単なもの)を行った後、6か月を経過し再度暫間固定を行う場合は、1顎1回を限度として暫間固定(簡単なもの)を算定できる。

注④ 歯周治療用装置は、重度の歯周病で長期の治療期間が予想される患者に対し、治療中の咀嚼機能の回復および残存歯への咬合の負担の軽減等を目的とするため装着する冠形態、ブリッジ形態および床義歯形態の装置をいう。なお、歯周精密検査を行った日以降に算定ができる。

床義歯形態のものは欠損歯数に係らず、1装置につき750点を算定する。付属する人工歯、クラスプ、バーなどは算定できるが、義管や歯リハは算定できない。

なお、本症例とは異なるが、冠形態のものを製作した場合は1歯につき50点を算定する。冠形態のものを連結したブリッジタイプのポンティック部も、1歯につき50点を算定する。

注⑤ 歯周治療用装置の印象採得、咬合採得、装着料、修理は算定できない。保険医療材料も所定点数に含まれる。

注⑥ 患者の都合などにより装着予定日から1か月以上経過した場合は、未装着物の製作月の診療分として歯周治療用装置750点および歯周治療用装置に使用した人工歯、クラスプおよびバーを未来院請求できる。カルテには、装着物の種類、装着予定日、未装着理由を記載する。

ただし、患者が死亡したときは1か月を待たずに請求ができる。その場合はその旨をカルテおよびレセプト摘要欄に記載する。

なお、本症例とは異なるが、冠形態や冠形態を連結したブリッジタイプの歯周治療用装置についても、1歯につき50点を未来院請求できる。

注⑦ レセプトの記載は、クラウンや義歯などの未来院請求と同様となる。「平成 年 月分」欄は製作年月、診療実日数は0日、転機欄は「中止」または「死亡」、摘要欄に、Ⓞ、装着物の種類、装着予定日、未装着理由を記載する。なお、理由が不明な場合は「任意中断」などと記載する。

* 実態に即してご請求下さい *

協会ホームページ会員・限定サイト「症例研究」ページのご案内
 「昔の症例研究をもう一度見たい」との声にお応えし、掲載した症例研究を協会ホームページ内に掲載しております。ご覧になる場合は、協会ホームページのツールバー「会員向け情報」→「症例研究」をクリックし、「ユーザー名・パスワード」を入力し、ご覧ください。